

議第1371号

生産緑地法 第10条の2第3項に基づく
特定生産緑地の指定（意見聴取）

生産緑地地区とは

生産緑地地区

⇒生産緑地法に基づき定める地域地区

生産緑地地区の目的

生産緑地地区は、市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定める

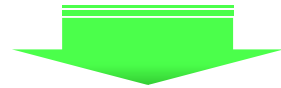
【都市計画運用指針(令和4年(2022年)4月)】

生産緑地地区の位置付け

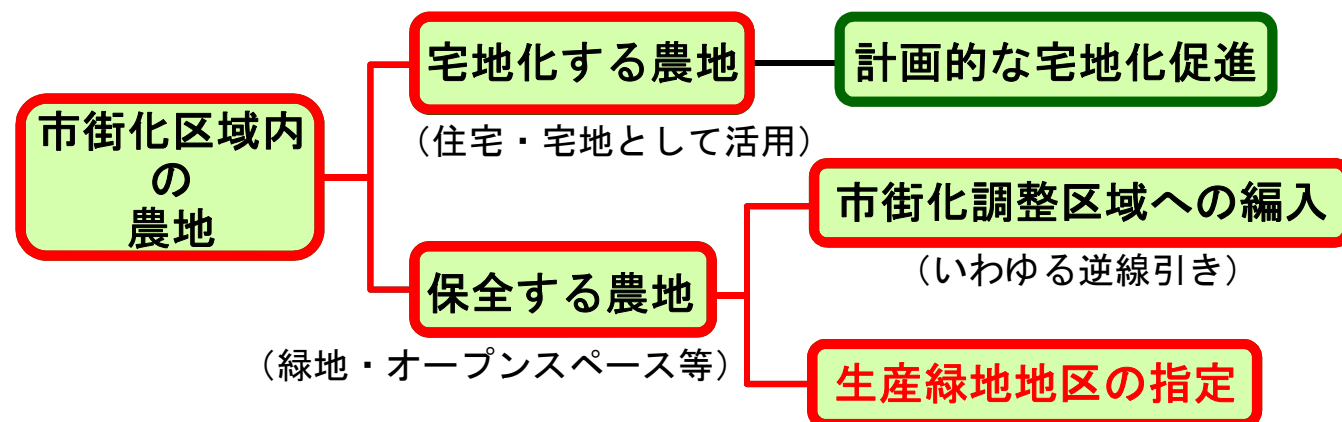
生産緑地法（昭和49年制定）

【平成3年(1991年)改正の経緯】

- ・大都市地域を中心とした住宅・宅地供給のひっ迫等



- ・市街化区域内の農地の積極的活用による住宅・宅地供給の促進
- ・宅地化する農地と保全する農地の明確な区分
- ・区分に応じた適切な都市計画上の措置
- ・農林漁業と調和した良好な都市環境の保全



特定生産緑地制度の経緯

平成28年5月
(2016年)

都市農業振興基本計画 閣議決定

「宅地化すべき農地」から「都市にあるべき農地」へ



平成29年6月
(2017年)

生産緑地法 改正

特定生産緑地制度 創設

横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂



《市街地の市民に身近な農地における取組方針》
 魅力的に住環境の創出や地域コミュニティの形成、災害時の利用などを図ることのできる都市部の貴重なオープンスペースとして、生産緑地地区の指定など市街地に残る農地などの保全・活用します。
 (第4章2(5))

生産緑地法

第10条の2第1項

1 市町村長は、**申出基準日が近く到来することとなる生産緑地のうち**、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、**当該申出基準日※以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができる。**

※申出基準日：生産緑地の指定告示から30年経過する日のこと

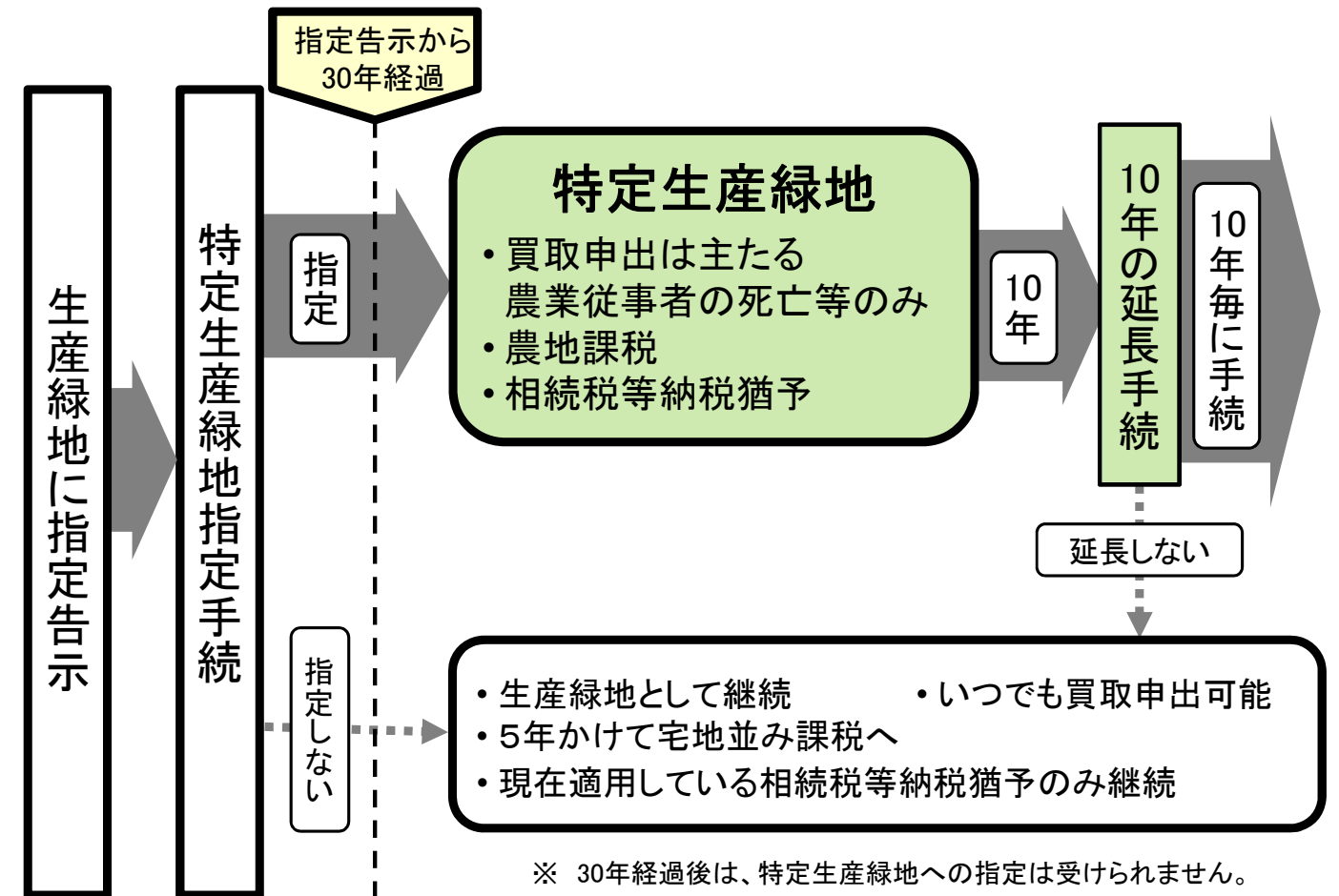
生産緑地法

第10条の2第2項

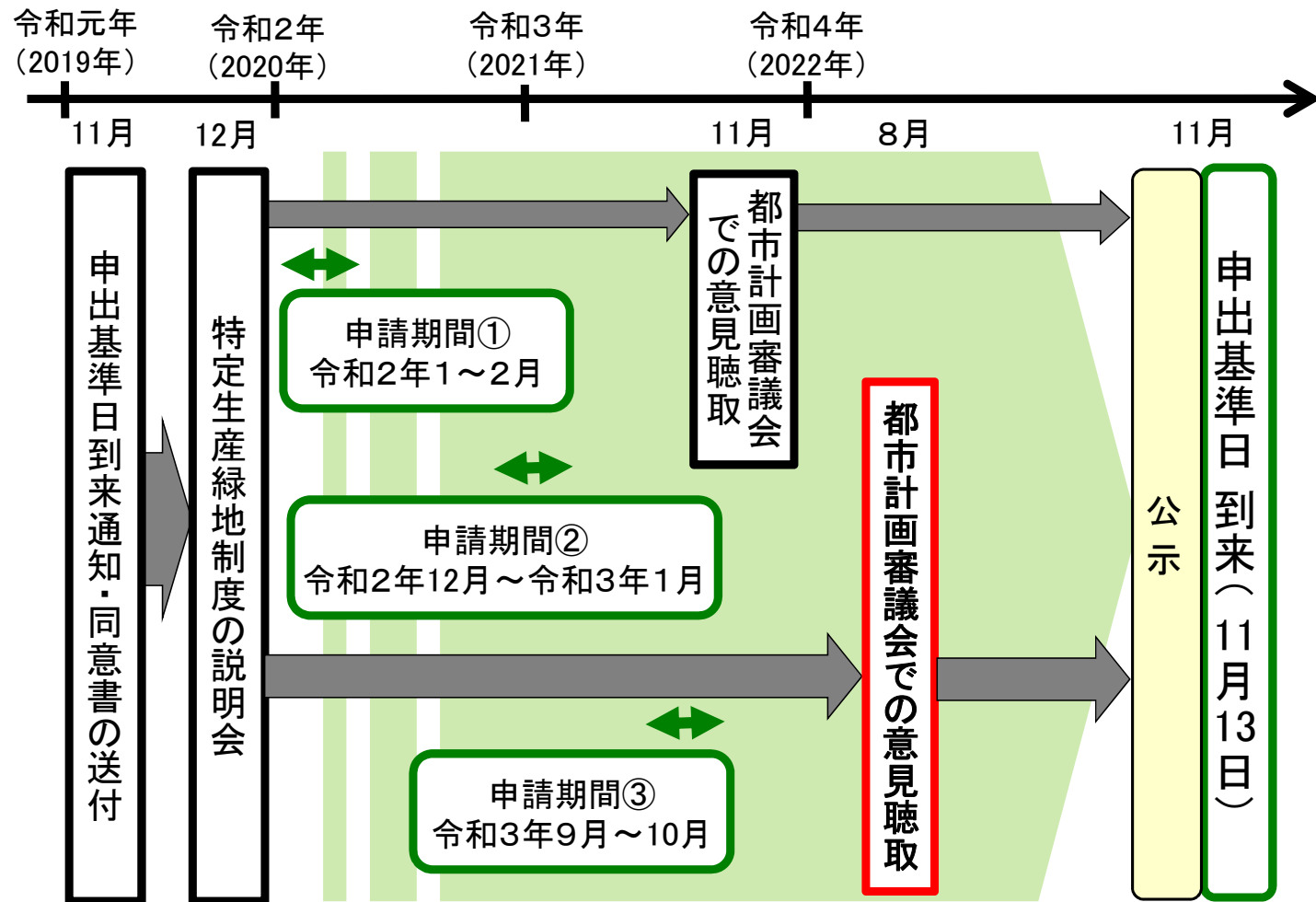
2 前項の規定による指定（以下単に「指定」という。）は、申出基準日までに行うものとし、**その指定の期限は、当該申出基準日から起算して10年を経過する日とする。**

第10条の2第3項

3 市町村長は、**指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（第3条第4項に規定する農地等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。**



■ 特定生産緑地の指定手続の流れ 平成4年指定の生産緑地 9



■ 特定生産緑地の主な指定要件 10

【横浜市特定生産緑地指定要領 第2条】
 原則、1箇所300㎡以上の規模であること・・・①
 農地等として適正に管理されていること・・・②

【生産緑地法 第10条の2第3項】
 農地等利害関係人の同意を得ること・・・③
 都市計画審議会の意見を聴くこと・・・④

■ 意見聴取対象 11

対象箇所A

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

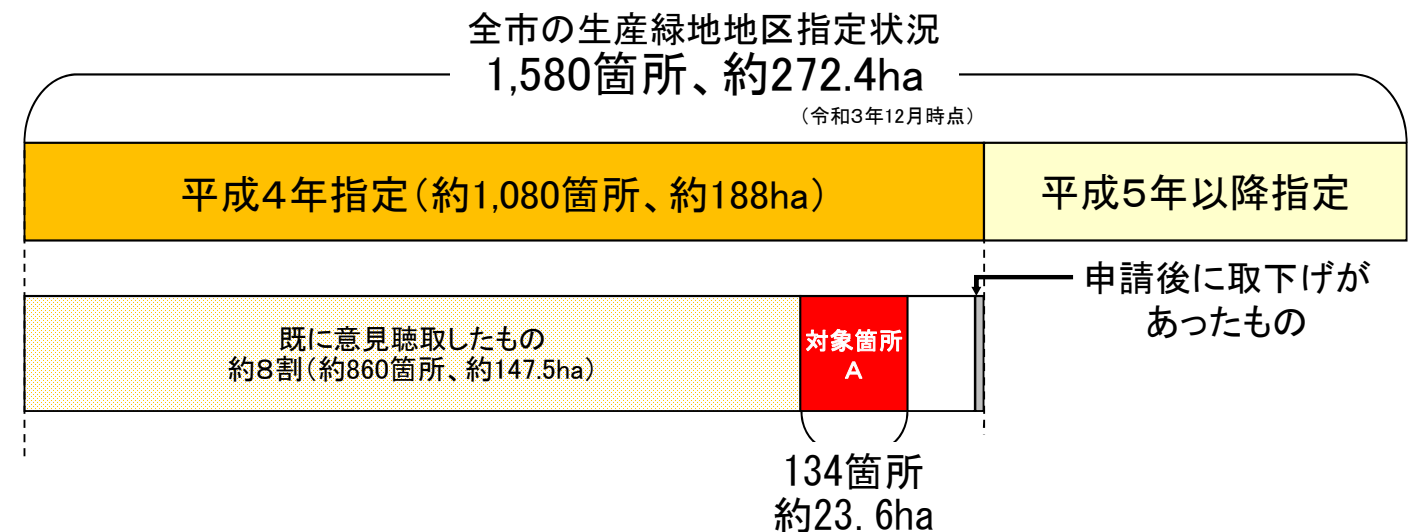
対象箇所B

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

■ 意見聴取対象 12

対象箇所A

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの



対象箇所 A

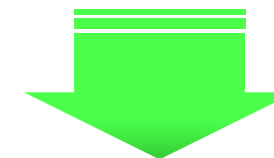
平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

対象箇所 B

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

横浜市水と緑の基本計画

平成28年(2016年)6月改訂



良好な都市環境形成のため、引き続き農地として保全することが可能な特定生産緑地についてできるだけ多く指定

対象箇所 B

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

全市の生産緑地地区指定状況
1,580箇所、約272.4ha
(令和3年12月時点)



対象箇所 A
134箇所
約23.6ha

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、特定生産緑地の指定要件①～③を全て満たすもの

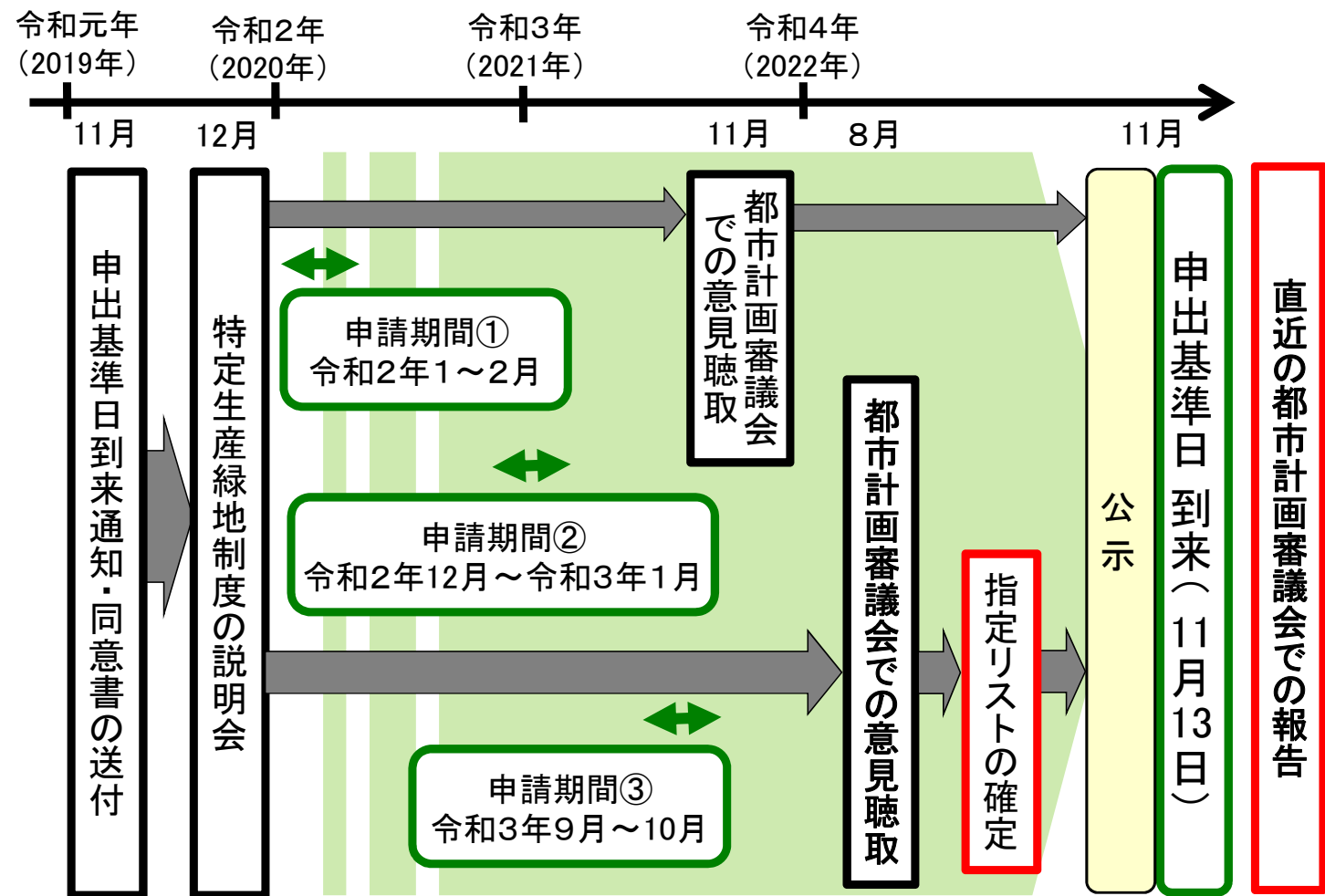
対象箇所 B
138箇所
約14.9ha

平成4年(1992年)11月13日指定告示の生産緑地のうち、申出基準日までに指定要件を満たす可能性があるもの

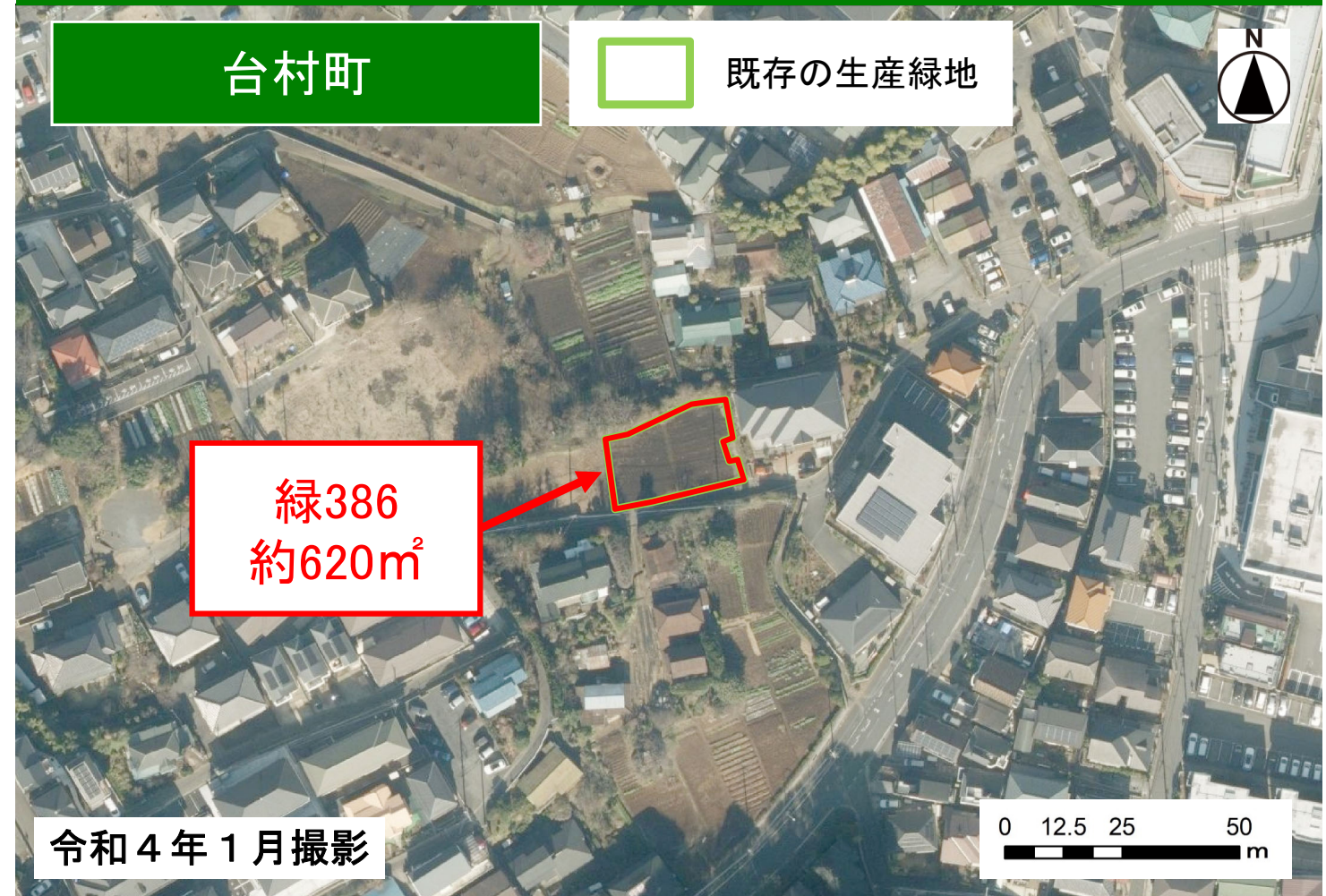
全市の生産緑地地区指定状況
1,580箇所、約272.4ha
(令和3年12月時点)



■ 特定生産緑地の指定手続の流れ 平成4年指定の生産緑地 17



■ 対象箇所の事例紹介 (緑区) 18



■ 対象箇所の事例紹介 (泉区) 19

